

(仮称)仙台市郡山北目土地区画整理事業に係る
環境影響評価準備書に対する指摘事項の対応について

令和 8 年 8 月

仙台市郡山北目土地区画整理組合設立準備委員会

< 目次 >

1. [事業計画・全般的事項](#) 1
2. [動物・生態系](#) 5

1. 事業計画・全般的事項

1) 審査会(令和 8 年 7 月 6 日)での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	対象事業計画地内の水田の土地は、周囲よりも低いことから、豪雨時において一時的に貯水を行うことができる調整能力を有していると考え。そこに本事業で盛土をすることで、従前は貯水されていた水が、周囲に流れるのではないかと、近隣住民が心配されると考える。そのため、流出係数などの専門的な言葉だけではなく、一般的な方にも、従前より安全になる計画であることをわかりやすく説明してほしい。 工学的な視点で説明ができ、かつ、より安全になるという話があれば理解も得られると考える。	対象事業計画地を含むエリアは、過去から浸水のリスクが高いエリアになります。 本事業では、水田が宅地等へ転換されることにより雨水流出量が増加するため、その増加分を補うことを目的として調整池を整備します。 本事業の調整池容量については、宮城県及び仙台市の基準を満足するだけでなく、宮城県との協議を踏まえ、浸水リスクの低減に配慮した計画としております。 また、対象事業計画地内の雨水は対象事業計画地内の調整池に集約し処理する計画としており、盛土によって周辺の住宅地等へ雨水が流出しないことを前提とした計画としております。 さらに対象事業計画地外の南側では別途、旧笹川排水機場が整備され、地域全体として排水機能の向上が図られています。 このため、本事業では開発によって周辺地区の浸水リスクを増加させないことを基本とし、従前の水田が有していた保水機能を調整池により代替する計画です。 なお、7/10 に開催した住民説明会では、以下のような説明をいたしました。 「事業では 3 か所防災調整池を設ける計画であり、50 年確率降水時の雨量を貯められる設計である。」	準備書 P1-29 (29)
2	内水氾濫と外水氾濫が同時に起きる可能性について、どこまで検討しているか教えてほしい。 盛土の影響がどこまであるのか分からないが、排水機場のトラブルも聞き及んでいるため、排水能力が万全ではない状況の想定についても検討し、安全を確保してほしい。	内水氾濫と外水氾濫が同時に発生するケースは検討しておりません。 内水氾濫については、造成盛土により周辺地区の浸水リスクが増加しないよう、対象事業計画地内で雨水を貯留し処理することを基本として、宮城県と調整池についての協議を行い、基準よりも余裕がある調整池計画としております。 外水氾濫については、放流先となる河川管理者(国)や排水機場管理者(県)に具体的な検討を要望いたします。	準備書 P1-29 (29)

3	進出する企業に対して、廃棄物・温室効果ガス・水利用について配慮を要請するとの記載があるが、事業者として、防災の観点も含めた配慮についてどのような方針であり、それについてどのように伝えるつもりなのか具体的に教えてほしい。	進出企業については、具体的に決まっていない状況です。一方で、土地区画整理事業の環境アセスメントという状況も踏まえ、今後、立地する企業に対して、廃棄物におけるリサイクルの推進、温室効果ガス対策における緑化の推進や建築物のZEB化、水利用における雨水を利用した屋根散水によるヒートアイランド対策などを求めています。また、防災の観点からは、浸水対策として透水性舗装の採用や、災害時における一時避難場所としての利用などの環境配慮の取組みを個々の企業に対して説明・要請していきたいと考えております。	準備書 P9-1 (824) 要約書 P26
4	土地利用における環境配慮の指針について、水田をアスファルト等の不透水面に変更することになるため、ヒートアイランドが進むことが予想される。準備書にも記載されている「ヒートアイランドの緩和」を達成するため、具体的にどのようなことを考えているか教えてほしい。	ヒートアイランドの緩和については、対象事業計画地内に公園・調整池・緑地を配置することによりアスファルト等の不透水面の面積が小さくなるよう計画しております。 道路の舗装についても、透水性舗装を採用するなど、道路管理課と検討を進めております。また進出企業に対しては、建築物の壁面・屋上の緑化及びZEB化などを要請していく予定です。	準備書 P6.2-78 (302)
5	名取川沿いに吹く南東側からの風が、対象事業計画地周辺のエリアで発生する熱を長町副都心エリアに運ぶことが考えられるため、どのような対策を考えているかを教えてほしい。	本準備書では、長町副都心への熱輸送についての検討はしておりません。No.4 の対応方針に示すとおり、ヒートアイランドを緩和していくよう検討してまいります。	準備書 P6.2-78 (302)
6	環境インパクトを考える際は、まず事業者が管理できる対象事業計画地内で対処することを基本とし、対象事業計画地内で対処できないものについて、はじめて外側へ影響を与えていると考えるべきである。 そのため、当初から対象事業計画地外の環境による低減を前提とするのではなく、事業者がコントロール可能な範囲での対応を優先して検討する必要がある。	ご指摘のとおり、環境負荷への対応は、まず対象事業計画地内で可能な限り行うことが重要であると認識しております。具体的には、以下の環境保全措置を実施することで環境への影響を回避・低減が図られると考えております。 【工事中】 ○仮設沈砂池による濁水の対象事業計画地内処理 ・ 工事中の濁水対策として、仮設沈砂池を設置し、濁水流出の防止を図る。 ・ 対象事業計画地周辺の水生生物・動物の生育・生息に配慮して、仮設沈砂池を早期に整備して、周辺排水路への濁水の流出防止を図る。 ○対象事業計画地内からの動物の逃避 ・ 1 工区及び 2 工区の施工は、可能な限り北側から南側に向かって段階的に進め、対象事業計画地外に分布する草地、耕作地、湿地等の生息環境への動物の自発的な逃避を促す。 ・ 事業により生息環境の多くが失われるカエル類について、工事中に逃避可能な水辺環境を対象事業計画地の南西側に創出する。対象事業計画地内の水田は工事の実施前に耕作放	準備書 P1-58 (58) ～ P1-61 (61)

		棄される予定のため、水辺環境に依存するカエル類が創出された水辺環境に誘因されると考えられる。水辺環境に誘引されたカエル類の一部の個体については、段階的に工事を行うことで対象事業計画地外の生息環境への自発的な逃避が期待される。 ・カエル類の逃避経路を仮囲いや残土置き場などで塞がないように配慮した、施工計画をたてる。 ○施工方法の工夫による影響の発生源対策 ・工事用車両や重機の稼働が一時的に集中しないよう、施工時期の平準化に努める。 ・防塵対策として工事区域の周囲に、必要に応じて防塵ネットによる仮囲いを設置する。 ・工事用車両及び重機等の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう、指導、教育を徹底する。 ・騒音、振動対策として工事区域と住宅及び公共公益施設の近接箇所には、防音シートによる仮囲いを設置する。 【供用時】 ○宅地・公園・排水路周辺の緑化と緑のネットワーク形成 ・周辺既存市街地との調和や環境に配慮した土地利用計画とする。具体的には、景観に配慮した統一感のある施設計画や、周辺との緑のネットワークの形成が図られるよう、可能な限り一体的な土地利用を図る。 ・植物や動物の生育、生息環境の確保が図れるよう、宅地内緑化を行う。宅地内緑地及び公園における植栽には、できる限り地域に由来する在来種を選定するよう要望・要請する。 ○対象事業計画地内の調整池による雨水流出抑制 ・地区外から流入する雨水排水路は機能を維持し、土地利用に合わせて再配置する。また、対象事業計画地内の水田が持つ保水機能を代替するため、当該区域内に 3 箇所（広瀬川西側、旧筑川北側）の調整池を整備する。 ・大規模な駐車場設置が想定されることから、浸透舗装の採用を促す。	
7	これまでの他業務の造成の事例を見ていると、進出企業に要請しても理想的な結果にならないことが多い。そのため、理念や目標を掲げて進出企業に賛同してもらえよう取り組むことが望ましい。	ご指摘のとおり、環境配慮については個々の進出企業の取組のみに委ねるのではなく、地区全体として一定の方向性や理念を共有することが重要と認識しております。 対象事業計画地は広瀬川や旧筑川に近接し、自然環境と市街地が接する区域であることから、	

		「周辺環境と調和した持続可能なまちづくり」を基本的な考え方として事業を進めてまいります。 具体的には、地域の生活環境への配慮、緑化の推進、省エネルギーへの配慮、雨水流出抑制、生物の生息環境への配慮等について、進出企業に対して協力を要請していく考えです。 また、今後の仙台市との協議においては、地区計画等による環境配慮のあり方についても検討を進めてまいります。	
--	--	--	--

2) 審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

2. 動物・生態系

1) 審査会(令和8年7月6日)での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	「対象事業計画地外の西側の水田は現況のまま、維持される予定である。」と記載があるが、東側の間違いではないか。	対象事業計画地外の西側の水田で間違いございません。こちらの水田は現況のまま、維持されます。	準備書 P8.8-111 (690) 要約書 P24
2	維持される水田の面積は、どの程度の規模か。	維持される水田の面積は、約 800m ² になります。	準備書 P8.8-111 (690) 要約書 P24
3	その水田に、対象事業計画地内の爬虫類・両生類等が逃避するため、事業の影響が少ないとの予測は賛成できない。また、1 工区の工事を先に開始し、2 工区に逃避すると想定した場合においても、広瀬川を渡り対岸の水田まで移動することは現実的ではないと考える。	動物類の自発的な逃避については、対象事業計画地外西側の水田のみではなく、対象事業計画地の周辺に存在する動物の生息環境となり得る草地、耕作地、湿地等に逃避が期待できると予測しております。また、カエル類の逃避については、以下の環境保全措置を実施する計画としております。 ・ 事業により生息環境の多くが失われるカエル類(ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル)について、工事中に逃避可能な水辺環境を対象事業計画地の南西側に創出する。対象事業計画地内の水田は工事の実施前に耕作放棄される予定のため、水辺環境に依存するカエル類が創出された水辺環境に誘因されることが考えられる。水辺環境に誘引されたカエル類の一部の個体については、段階的に工事を行うことで対象事業計画地外の生息環境への自発的な逃避が期待される。 ・ カエル類の逃避経路を仮囲いや残土置き場などで塞がないように配慮した施工計画をたてる。	準備書 P8.8-111 (690) 要約書 P24 準備書 P8.8-178 (757)
4	1 工区と 2 工区ともに段階的施工を南側から施工すると、都市部のほうに追い込むことになりかねないので、どこから工事するかについて配慮してほしい。	1 工区と 2 工区の段階的施工は、可能な限り北側から南側に向かって実施していく想定です。これにより、対象事業計画地の南西側の旧笹川に隣接するエリアに創出する水辺環境に誘因する想定です。	準備書 P8.8-111 (690) 要約書 P24 巻末資料①

2) 審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

準備書から変更する点

審査会の指摘事項の対応（2. 動物・生態系 No. 4）

表 1-18 環境の保全・創造等に係る方針(4)

項目	環境の保全・創造等に係る方針
工事計画 2	・ 1 工区及び 2 工区の施工は、可能な限り北側から南側に向かって段階的に進め、対象事業計画地外に分布する草地、耕作地、湿地等の生息環境への動物の自発的な逃避を促す。 ・ [REDACTED] で繁殖行動が確認されたチョウゲンボウのペア（北目ペア）について、継続した現地調査を実施して工事中に繁殖を行うと考えられた場合、工事の実施による繁殖への影響を低減することを目的として、工事への馴致を図ることとする。具体的には、チョウゲンボウの繁殖期に配慮区域内（巣から半径 200m）の工事では、配慮区域内の重機の数や稼働時間を徐々に増やすほか、営巣地から遠い箇所から工事を実施する等のコンディショニングを行うことで工事への馴致を図ることとする。 ・ 対象事業計画地内の [REDACTED] を主な狩場とするチョウゲンボウのペア（北目ペア）に対し、生息環境の消失による影響を低減することを目的として、代替の狩場への誘導を図る。具体的には、代替の狩場として [REDACTED] を想定し、段階的に工事を行うことで [REDACTED] へ徐々に行動圏の誘導を図ることとする。 ・ 事業により生息環境の多くが失われるカエル類（ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル）について、工事中に逃避可能な水辺環境を [REDACTED] エリアに創出する。対象事業計画地内の [REDACTED] 水辺環境に依存するカエル類が創出された水辺環境に誘引されることが考えられる。水辺環境に誘引されたカエル類の一部の個体については、段階的に工事を行うことで [REDACTED] の対象事業計画地外の生息環境への自発的な逃避が期待される。 ・ カエル類の逃避経路を仮囲いや残土置き場などで塞がないように配慮した、施工計画をたてる。

表8.8-34 工事による影響（資材等の運搬、重機の稼働、盛土・掘削等）に対する

環境の保全及び創造のための措置

- ・排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型の建設機械の採用に努め、大気汚染、騒音・振動及び温室効果ガス排出の低減を図る。
- ・対象事業計画地周辺の水生生物・動物の生育・生息に配慮して、仮設沈砂池を早期に整備して、周辺排水路への濁水の流出防止を図る。
- ・動物への影響を低減させるため、工事の段階的な施工に努めるよう、工事工程を検討する。
- ・ロードキルを防止するため、動物注意の警告標識及び侵入防止柵等を工事区域に設置する。
- ・工事用車両及び重機等の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう、指導、教育を徹底し、大気汚染物質、騒音・振動の発生を抑制することにより動物の生息環境への影響の低減を図る。
- ・現場内の車両制限速度を低速に制限し、車両走行による粉塵飛散、騒音及び振動を抑制する。
- ・1工区及び2工区の施工は、可能な限り北側から南側に向かって段階的に進め、対象事業計画地外に分布する草地、耕作地、湿地等の生息環境への動物の自発的な逃避を促す。
- ・[]で繁殖行動が確認されたチョウゲンボウのペア（北目ペア）について、継続した現地調査を実施して工事中に繁殖を行うと考えられた場合、工事の実施による繁殖への影響を低減することを目的として、工事への馴致を図ることとする。具体的には、チョウゲンボウの繁殖期に配慮区域内（巣から半径200m）※の工事では、配慮区域内の重機の数や稼働時間を徐々に増やすほか、営巣地から遠い箇所から工事を実施する等のコンディショニングを行うことで工事への馴致を図ることとする。
- ・対象事業計画地内の[]を主な狩場とするチョウゲンボウのペア（北目ペア）に対し、生息環境の消失による影響を低減することを目的として、代替の狩場への誘導を図る。具体的には、代替の狩場として[]を想定し、段階的に工事を行うことで[]へ徐々に行動圏の誘導を図ることとする。
- ・事業により生息環境の多くが失われるカエル類（ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル）について、工事中に逃避可能な水辺環境を[]エリアに創出する。対象事業計画地内の[]水辺環境に依存するカエル類が創出された水辺環境に誘因されると考えられる。水辺環境に誘引されたカエル類の一部の個体については、段階的に工事を行うことで[]の対象事業計画地外の生息環境への自発的な逃避が期待される。
- ・カエル類の逃避経路を仮囲いや残土置き場などで塞がないように配慮した、施工計画をたてる。

※ チョウゲンボウの配慮区域については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－」（環境省、平成24年）において、「Petty, S. J. 1998. Ecology and Conservation of Raptors in Forest. Forestry Commission Bulletin 118. The Stationery Office, London.」のデータをもとに示されている。

8.9.3 環境の保全及び創造のための措置

(1) 工事による影響（資材等の運搬、重機の稼働、盛土・掘削等）

工事による影響（資材等の運搬、重機の稼働、盛土・掘削等）に伴う生態系への影響を予測した結果、地域を特徴づける生態系について、事業の実施による影響は小さいと予測された。

さらに、本事業の実施にあたっては、資材等の運搬、重機の稼働、盛土・掘削等に伴う生態系への影響を可能な限り低減するため、表 8.9-10 に示す環境保全措置を講ずることとする。

表 8.9-10 工事による影響（資材等の運搬、重機の稼働、盛土・掘削等）に対する

環境の保全及び創造のための措置

- ・排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型の建設機械の採用に努め、大気汚染、騒音・振動及び温室効果ガス排出の低減を図る。
- ・対象事業計画地周辺の水生生物・動物の生育・生息に配慮して、仮設沈砂池を早期に整備して、周辺排水路への濁水の流出防止を図る。
- ・動物への影響を低減させるため、工事の段階的な施工に努めるよう、工事工程を検討する。
- ・ロードキルを防止するため、動物注意の警告標識及び侵入防止柵等を工事区域に設置する。
- ・工事用車両及び重機等の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう、指導、教育を徹底し、大気汚染物質、騒音・振動の発生を抑制することにより動物の生息環境への影響の低減を図る。
- ・現場内の車両制限速度を低速に制限し、車両走行による粉塵飛散、騒音及び振動を抑制する。
- ・1 工区及び 2 工区の施工は、可能な限り北側から南側に向かって段階的に進め、対象事業計画地外に分布する草地、耕作地、湿地等の生息環境への動物の自発的な逃避を促す。
- ・[] で繁殖行動が確認されたチョウゲンボウのペア（北目ペア）について、継続した現地調査を実施して工事中に繁殖を行うと考えられた場合、工事の実施による繁殖への影響を低減することを目的として、工事への馴致を図ることとする。具体的には、チョウゲンボウの繁殖期に配慮区域内（巣から半径 200m）※で工事を実施する場合、配慮区域内の重機の数や稼働時間を徐々に増やすほか、営巣地から遠い箇所から工事を実施する等のコンディショニングを行うことで工事への馴致を図ることとする。
- ・対象事業計画地内の [] を主な狩場とするチョウゲンボウのペア（北目ペア）に対し、生息環境の消失による影響を低減することを目的として、代替の狩場への誘導を図る。具体的には、代替の狩場として [] を想定し、段階的に工事を行うことで [] へ徐々に行動圏の誘導を図ることとする。
- ・事業により生息環境の多くが失われるカエル類（ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル）について、工事中に逃避可能な水辺環境を [] エリアに創出する。対象事業計画地内の [] 水辺環境に依存するカエル類が創出された水辺環境に誘引されると考えられる。水辺環境に誘引されたカエル類の一部の個体については、段階的に工事を行うことで [] の対象事業計画地外の生息環境への自発的な逃避が期待される。
- ・カエル類の逃避経路を仮囲いや残土置き場などで塞がないように配慮した、施工計画をたてる。

※ チョウゲンボウの配慮区域については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－」（環境省、平成 24 年）において、「Petty, S. J. 1998. Ecology and Conservation of Raptors in Forest. Forestry Commission Bulletin 118. The Stationery Office, London.」のデータをもとに示されている。